

公募型プロポーザル方式による手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年10月14日(木)

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名 世田谷地域「地域交流ラボ」運営支援業務委託

(2) 委託予定業務

- ① 区との企画会議等の実施(月1回程度)
- ② 大学や学生、地域団体等との調整事務
- ③ 世田谷地域「地域交流ラボ」の運営支援
- ④ 業務報告書の提出

(3) 履行期間 契約の日から令和6年3月まで

※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。

(令和3年度の契約期間は令和4年3月25日まで)

2 参加資格要件

次の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。
- (3) 区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための評価基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための審査基準

提出された提案書については、別に定める審査要領に基づき、下記①～⑤の基準により審査する。

- ① 業務実施方針(事業内容の理解度、履行の信頼度、等)
- ② 業務実施体制(業務担当者の経験、体制の妥当性、区との連絡体制、等)
- ③ 企画提案内容(説得性、実現性、問題解決手法の具体性、妥当性、等)
- ④ 同様の事業実績の有無、あった場合はその妥当性
- ⑤ 運営に要する見積内容(記載内容の明瞭度合、価格の妥当性、等)

5 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談

(世田谷区役所第3庁舎2階21番窓口)

担当: 柴崎、榎本、山田

住所 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33

電話: 03-5432-2818(直通) FAX: 03-5432-3031

E-mail: SEA02072@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和3年10月14日(木)～令和3年10月27日(水)

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談窓口

及び世田谷区ホームページに掲載

交付方法 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談窓口での配布

及び世田谷区ホームページ(世田谷地域→世田谷地域→世田谷イベント情報)からのダウンロード(いずれも無償配布)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限 令和3年10月27日(水)

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談

提出方法 持参又は書留郵便(必着)

(4) 提案書の提出期間、提出場所及び方法

提出期間 令和3年10月28日(木)から令和3年11月24日(水)午後5時まで(厳守)

※土・日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談

提出方法 持参に限る

6 その他

(1) 費用負担 本プロポーザルへの参加に要する経費について、区は一切負担しない。

(2) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約 提案書をもとに最終的な仕様を決定し、契約する。

(6) 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 有り

「令和4年度世田谷地域「地域交流ラボ」運営支援業務委託」(予定)

「令和5年度世田谷地域「地域交流ラボ」運営支援業務委託」(予定)

令和4年度及び令和5年度の随意契約による委託は、当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とし、予算配当がされない場合は中止又は延期とする。

(7) 情報公開

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症のため、本事業は変更または中止となる可能性がある。

(9) その他、詳細は説明書による